

第1期九度山町障がい福祉計画  
第1期九度山町障がい児福祉計画

平成30年3月  
九度山町

# 目 次

第1章	計画の概要	
1.	計画策定の背景・趣旨	・・・1
2.	計画の位置づけ	・・・2
3.	計画の期間	・・・2
第2章	計画の基本的な考え方	
1.	計画の基本目標	・・・3
2.	計画の基本的な視点	・・・3
3.	福祉サービス・事業の体系	・・・5
第3章	平成32年度までの成果目標	・・・6
第4章	障害福祉サービス等の必要量見込み	
1.	障害福祉サービスの見込量と確保の方策	・・・9
2.	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	・・・14
3.	障害児福祉サービスの見込量と確保の方策	・・・22
第5章	計画の推進に向けて	
1.	障害福祉サービス等の円滑な実施のための方策	・・・24
2.	計画の推進体制の充実	・・・25

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の背景・趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるように、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、市町村には「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

また、平成25年4月に障害者自立支援法が改正され、障がいのある人の範囲に難病等が加えられた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「障害者総合支援法」）」が施行されるとともに、平成27年1月に「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、対象となる疾患が拡大するなど、サービス供給体制のさらなる計画的な整備を図る必要があります。

本町においても、平成26年3月に障害者基本法第11条第3項に基づく「九度山町障がい者基本計画」を策定し、地域の中で安心・安全に暮らし、活動できるための支援と条件整備を進めています。

この計画は、これら障害者総合支援法の理念や国の基本方針及び九度山町障がい者基本計画のこれまでの実績等を踏まえ、地域の特性に応じたサービス提供を計画的に一層推進していくため作成するものです。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本目標

この計画は、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人もない人もともに住み慣れた地域で生活できるまちの実現を目指して、障がい者の生活の場及び社会参加の機会の確保等により、障がい者が自立し、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスなどの基盤整備を進めることを目標とします。

### 2. 計画の基本的な視点

計画の基本目標の実現のために、障害者総合支援法の基本方針を踏まえて、次の5つの基本的な視点に立って計画を推進します。

#### (1) 障がいを理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、障がいのある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、その除去を必要としている人がいれば、負担が過重でない場合は、合理的な配慮を行わなければなりません。

これを具体化するための障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正が行われています。障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が必要です。

#### (2) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別、程度に関わりなく、障害者自らがサービスを選択し、必要な支援を受けながら、障がい者自身の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を引き続き推進します。

#### (3) バランスのとれた障がい福祉サービスの提供体制の充実

障害者自立支援法により、障がい福祉サービスは、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化し、共通のサービスが提供される仕組みに統一されました。今後、障がいの種別や地域などにより提供されるサービスに格差が生じないように、障がい者のニーズを踏まえバランスのとれたサービス提供体制の充実を図ります。

また、市町村の独自事業である「地域生活支援事業」として、本町の特性に応じたサービスを提供していきます。

#### **(4) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備**

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤の充実に一層取り組むとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、民生委員・児童委員や自治区や町内会等の地域の住民組織、そして、ボランティア団体や当事者同士など様々な人による支え合い（共助）が必要となります。そのための協働・連携を重視した支援体制づくりをさらに推進していくことが必要です。

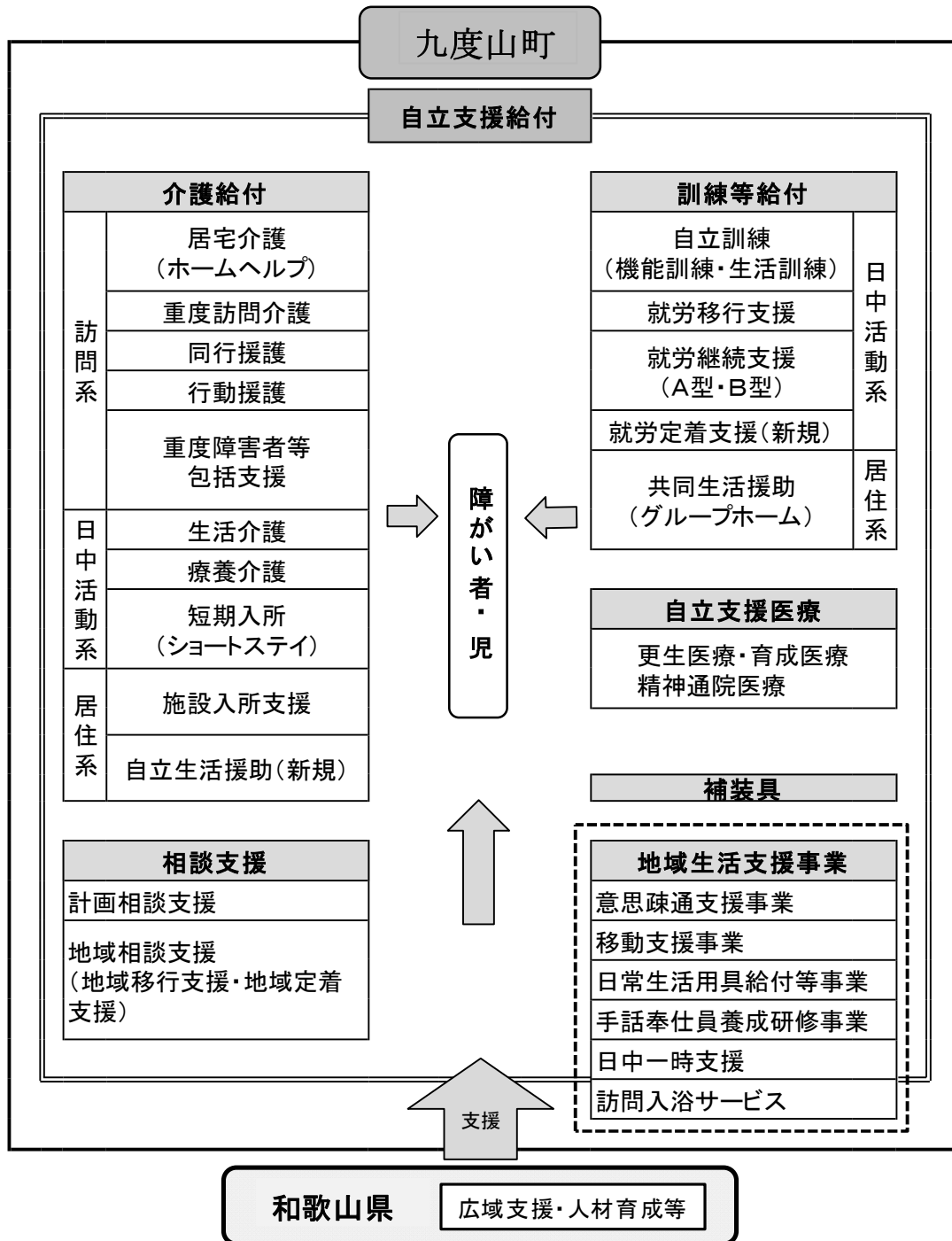
このため、適切なサービスの提供に努めるとともに、情報提供や相談支援体制を整備するほか、一人ひとりのニーズにあった支援体制をつくる必要があります。

#### **(5) 切れ目のない総合的な支援**

障がいのある人がライフステージに沿った適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用、住まい等の各分野における施策を推進するとともに、各分野が連携して施策を総合的に展開し、障がいのある人の自立と社会参加という観点に立って障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うことが必要です。

### 3. 福祉サービス・事業の体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の実情に応じて柔軟に地方自治体が実施する「地域生活支援事業」で構成されています。自立支援給付は、介護給付と訓練等給付（障害福祉サービス）、自立支援医療、補装具に分けられます。



## 第3章 平成32年度までの成果目標

### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

#### ○国から示されている目標値

##### ①地域生活移行者の増加

平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行する。

##### ②施設入所者の削減

平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減する。

#### ○数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者(A)	8人	平成28年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	1人 ----- 12%	(A)のうち、平成32年度までに地域生活に移行する人の目標値 ※目標9%以上
平成32年度末時点の施設入所者(B)	7人	平成32年度末時点の施設入所者数
【目標】施設入所者の削減	1人 ----- 12%	差引減少見込み数(A)-(B) ※目標2%以上

### (2) 精神科病院から地域生活への移行促進

#### ○国から示されている目標値

##### ①地域包括ケアシステムの構築

全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

#### ○数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成29年度末時点の保健、医療、福祉関係者による協議の場の数	0	平成30年3月31日時点の協議の場の数
【目標】平成32年度末の協議の場の数	1	

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### ○国から示されている目標値

##### ①障がい者の地域生活支援拠点の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ拠点を整備する。



○数値目標の設定

項 目	数 値	考 え 方
平成29年度末時点の拠点数	0	平成30年3月31日時点の拠点数
【目標】平成32年度末の拠点数	1	

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

○国から示されている目標値

①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設利用者の一般就労への移行者を平成28年度実績の1.5倍以上とする。

②就労移行支援事業の利用者の増加

就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の利用者から2割以上増加する。

③就労移行支援事業所の就労移行率の増加

就労移行支援利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

④就労定着支援事業の増加

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

○数値目標の設定

項 目	数 値	考 え 方
平成28年度の一般就労への移行者(A)	0人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標】平成32年度の一般就労移行者(B)	1人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	—	(B)／(A) ※目標1.5倍以上
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者(C)	1人	平成28年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標】平成32年度末の就労移行支援事業の利用者(D)	2人	平成32年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
	10割	(D-C)／(C) ※目標2割以上
【目標】平成32年度末の就労支援事業所ごとの就労移行率の増加	5割	就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ※目標5割以上
【目標】就労定着支援事業の定着率	31年度 8割 32年度 8割	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 ※目標8割以上

## (5) 障害児支援の提供体制

### ○国から示されている目標値

#### ①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

#### ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

#### ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

#### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### ○数値目標の設定

項 目	数 値	考 え 方
平成29年度末の児童発達支援センターの設置数	1	平成30年3月31日時点の設置数
【目標】平成32年度末の児童発達支援センターの設置数	1	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2	平成30年3月31日時点の保育所等訪問支援事業所の設置数
【目標】平成32年度末の保育所等訪問支援事業所の設置数	2	
重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0	平成30年3月31日時点の重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数
【目標】平成32年度末の重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	2	
平成29年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	0	平成30年3月31日時点の協議の場の数
【目標】平成30年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	1	

## 第4章 障害福祉サービス等の必要量見込み

### 1. 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

平成30年度から平成32年度までの各年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要量の見込みは次のとおりです。

なお、必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績や国の方針等を勘案して算出しています。

#### (1) 訪問系サービス〔介護給付〕

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護は、従来のホームヘルプサービスにあたるサービスであり、自宅等を訪問し、日常生活上の介助等を行うサービスです。利用者数も増加しているため、障害のある人が必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう、十分なサービス提供に努めます。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、必要な情報提供とともに、援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 【必要量見込み】

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用量 (時間/月)	240	260	280
	実利用者数 (人/月)	12	13	14

#### 【サービス量確保のための方策】

利用者本位のサービス提供を推進するため、サービス内容の情報提供に努めるとともに、介護保険担当係と連携しながら、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

## (2) 日中活動系サービス〔介護給付〕

常時介護を必要とする重度の障害のある人が、日中、必要な介助を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」等のサービスを提供します。

また、家族等の休息や就労、緊急時のための支援サービスとして、「短期入所」を提供します。

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【必要量見込み】

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用量 (人日/月)	334	334	353
	実利用者数 (人/月)	17	17	18
療養介護	実利用者数 (人/月)	2	2	3
短期入所	利用量 (人日/月)	36	42	50
	実利用者数 (人/月)	3	4	5

### 【サービス量確保のための方策】

身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者との連携を図り、利用ニーズに応じたサービスの提供ができるよう、量の確保に努めます。

短期入所については、親亡き後の施設入所を踏まえ、体験的利用の推進も図ります。

### (3) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

障害のある人が自立して生活するために必要な訓練や、就労のための訓練等の日中のサービスを提供します。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。
就労定着支援 (新規事業)	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面で課題が生じた人に対して、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

#### 【必要量見込み】

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練(機能訓練)	利用量 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用量 (人日/月)	16	26	40
	実利用者数 (人/月)	2	2	3
就労移行支援	利用量 (人日/月)	20	20	40
	実利用者数 (人/月)	1	1	2
就労継続支援(A型)	利用量 (人日/月)	60	60	60
	実利用者数 (人/月)	3	3	3

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援(B型)	利用量 (人日/月)	192	208	224
	実利用者数 (人/月)	12	13	14
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1

#### 【サービス量確保のための方策】

- ・一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、相談支援事業等を活用し、適切なサービスを利用することで、就業面及び生活面への一体的な支援を行います。
- ・就労系事業所及び特別支援学校やハローワークなどの就労支援機関と連携し、民間企業等への障がいのある人雇用についての理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習先の確保に努めます。
- ・一般企業等への就労を希望する人が一般就労に必要な訓練を行うことができるよう、就労移行支援の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。

#### (4) 居宅系サービス

障害のある人の自宅以外の生活の場として、グループホームや入所施設の確保に努めます。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
自立生活援助 (新規事業)	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等に、定期的な利用者の居宅訪問等を通じ、課題を把握して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

#### 【必要量見込み】

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	6	7	8
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	8	8	7
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	1	1	1

### 【サービス量確保のための方策】

入所・入院中の障がいのある人の地域生活を進めるにあたり、共同生活援助（グループホーム）の計画的な推進を図りつつ、地域移行の状況を把握し、サービス提供に努めます。

#### （５）相談支援

福祉サービスの利用者への相談や利用計画作成等を行うサービスです。指定を受けた指定相談事業所において、利用計画を作成することになります。

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対して、本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、利用計画を作成します。
地域相談支援 （地域移行支援）	障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談を行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	在宅で生活する障害者に、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態においての相談・サポートを行います。

### 【必要量見込み】

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実利用者数 （人／月）	7	8	8
地域相談支援 （地域移行支援）	実利用者数 （人／月）	1	1	1
地域相談支援 （地域定着支援）	実利用者数 （人／月）	1	1	1

### 【サービス量確保のための方策】

- ・サービス利用計画の作成について周知を図るとともに、特定相談支援事業所に関する情報の提供に努めます。
- ・サービス提供事業所、医療機関、保健所、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図り、地域生活への移行に向けた支援体制を整備します。

## 2. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### ○内容

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	有無	無	無	有

#### ○サービス提供に向けた取り組み

障がいのある人の暮らしにくさを解消し、障がいのある人等の理解促進に向けて、啓発活動を実施します。

### (2) 自発的活動支援事業

#### ○内容

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

#### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	有無	無	無	有

#### ○サービス提供に向けた取り組み

障がいのある人等をはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを促進します。



### (3) 相談支援事業

#### ○内容

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置すること等により、相談支援機能の強化を行います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

#### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有

#### ○サービス提供に向けた取り組み

- ・障がいのある人やその家族が、福祉に関するサービスや制度などに関する相談が身近に利用できるよう、障がいの特性に対応した相談支援事業を実施します。
- ・総合的な相談支援強化のため、基幹相談支援センターの設置について取り組みます。
- ・基幹相談支援センター等機能強化事業及び住宅入居等支援事業については、基幹相談支援センター設置に併せて、整備に努めます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### ○内容

サービス名	内 容
成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする精神または知的障がいのある人に、成年後見制度の利用に必要な経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

##### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	実施の 有無	無	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	有

##### ○サービス提供に向けた取り組み

- ・意思決定の困難な障がいのある人が自己に不利な契約を結ぶことがないように、権利擁護の取り組みを推進しつつ、基幹相談支援センター設置に併せて、整備に努めます。
- ・弁護士や司法書士等の専門職による後見だけでなく、法人後見や市民後見人等の人材育成及び活用により、それぞれのニーズに応じた効果的な後見制度の利用促進を図ります。

## (5) 意思疎通支援事業

### ○内容

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	10	10	10
手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無

### ○サービス提供に向けた取り組み

- ・研修や講演会等に聴覚障がいのある人が参加しやすいよう、手話通訳者の派遣に努めます。また、聴覚障がいのある人が安心して生活できるよう医療機関の受診や学校行事等への手話通訳者の派遣に努めます。
- ・手話通訳者等の確保のため、養成講習会の開催に努めます。
- ・要約筆記者の派遣実施に向け登録制度等の取り組みを進めます。

## (6) 日常生活用具給付等事業

### ○内容

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、透析液加湿器等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>【合計】</b>	<b>件</b>	86	102	115
介護・訓練支援用具	件	0	1	1
自立生活支援用具	件	1	2	2
在宅医療等支援用具	件	1	1	2
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	1
排泄管理支援用具	件	84	96	108
住宅改修費	件	0	1	1

### ○サービス提供に向けた取り組み

- ・利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- ・障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

### ○内容

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年	5	5	5

### ○サービス提供に向けた取り組み

- ・聴覚に障がいのある人等が自立した生活を送れるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

## (8) 移動支援事業

### ○内容

サービス名	内 容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。

### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人／年	60	60	72
	時間／年	1,150	1,150	1,160

### ○サービス提供に向けた取り組み

- ・利用ニーズに対応したサービスの提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。
- ・障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、サービス提供事業者への働きかけに努めます。

## (9) 地域活動支援センター事業

### ○内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター	か所	0	0	1
	人	0	0	1

### ○サービス提供に向けた取り組み

- ・障がいのある人の自立、社会参加を図るため、社会福祉法人等と協議し、支援体制の確保に努めます。

## (10) 訪問入浴サービス事業

### ○内容

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1

### ○サービス提供に向けた取り組み

- ・事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。
- ・広報やホームページ等を活用し広報に努めます。

## (11) 日中一時支援事業

### ○内容

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

### ○見込量

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人	2	2	2

### ○サービス提供に向けた取り組み

- ・事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。
- ・日中一時支援が必要と認められる障がいのある人の把握に努めるとともに、サービス提供事業者の参入に努めます。

### 3. 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策

平成30年度から平成32年度までの各年度における児童福祉法による障害児支援の種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

なお、必要な量の見込みは、これまでのサービス利用実績や国の方針等を勘案して算出しています。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して授業終了後又は夏休み等の休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進などを行い、障がいのある子どもの放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 （新規事業）	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
児童相談支援	障がい児サービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

#### 【必要量見込み】

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援事業	利用量 (人日/月)	60	72	84
	実利用者数 (人/月)	5	6	7
医療型児童発達支援事業	利用量 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0



サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	利用量 (人日/月)	38	38	38
	実利用者数 (人/月)	4	4	4
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	2	2	2
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	1	3	4

#### 【サービス量確保のための方策】

- ・支援を必要とする児童が身近な地域で質の高い療育・支援を受けることができるよう各担当課や圏域自治体の持つ情報の共有・連携を推進し、障がいのある子どもを療育する家庭をサポートしていきます。
- ・児童相談支援事業者と連携し、児童相談支援のサービス提供を進めていきます。

#### 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療が必要な状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、各関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを、広域で確保する。

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
コーディネーターの配置人数	0	0	1

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 障害児福祉サービス等の円滑な実施のための方策

#### (1) 制度の周知

利用者が適切なサービスを利用していく上で、制度への理解を深めていくことが不可欠です。このため、サービスの内容や利用手続き等について、広報やチラシ、福祉のしおりなど様々な媒体を活用して、わかりやすく、障がいや本人の特性に応じた適切な情報提供に努めます。

また、媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明を徹底するほか、日常的に障がいのある人と関わる機会が多い相談支援事業者やサービス事業者等と連携し、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。

#### (2) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていくことができるよう、地域に暮らす障がいのある人や介護者、家族等からの様々な相談に対応するため、隣接市町と連携し基幹相談支援センターの設置を進めるとともに、相談支援事業者と連携し、様々な相談に対してきめ細かく対応できる相談支援体制の充実に努めます。

#### (3) 障害福祉サービス等見込量確保の方策

障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業の見込量を確保するため、受け皿となる事業所の参入を促進します。

具体的には、障害福祉サービス事業所等への情報提供、介護保険事業者への働きかけなどを通じて、既存事業所の規模の拡大、新規事業者の参入を図ります。

また、サービスの質の向上も求められることから、研修情報の提供、地域自立支援協議会等を活用した各事業に共通する課題への対応など、関係機関とも連携を図りながら、良質なサービス提供体制の確保に努めます。

#### (4) 地域生活移行に向けた関係機関等との連携

障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら、ともに生きる社会（共生社会）の実現のためには、障がい者に対する住民の理解と支援が必要です。

また、医療と福祉の連携、症状急変時の受け皿の確保などが不可欠なことから、地域自立支援協議会を中心に、保健・福祉・医療はもとより、労働等に携わる地域の関係機関等との連携を強化し、障がいのある人への地域移行を支援していきます。

#### (5) 就労支援体制の強化

障がいのある人の就労定着を促進するため、就労支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）等の就労支援に関わるサービスを推進し、障がいのある人の就労能力を高めるとともに、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等の就労関係機関、特別支

援学校等の教育機関、企業等との連携をさらに強化し、障がいのある人が能力を活かしながら働き続けられる環境づくりを推進していきます。

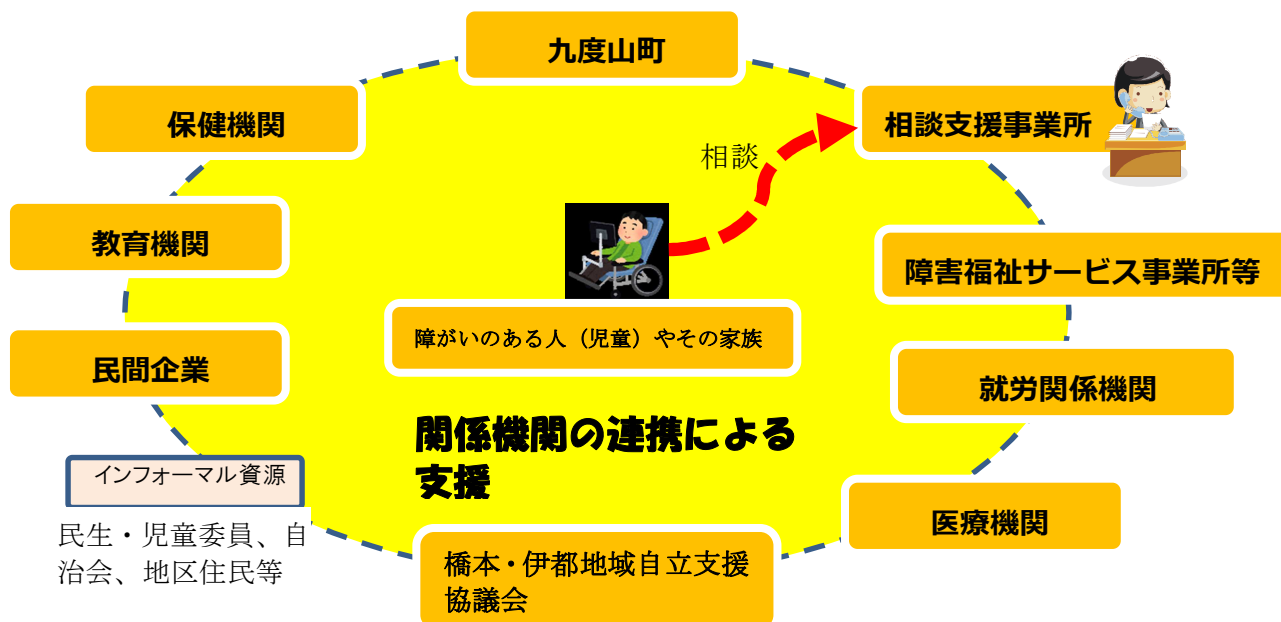
また、一般企業に就職した障がいがある人の一般就労が定着するよう、地域自立支援協議会の就労支援部会、障がい者就業・生活支援センターや等の雇用関係機関と連携するとともに、平成30年度から新たに制度化された就労定着支援等も活用して支援を行っていきます。

## 2. 計画推進体制の充実

障害者福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労など、あらゆる分野にわたっています。このため、庁内関係各課による情報共有に努めるほか、地域自立支援協議会をはじめとする各分野における連携・調整の強化を図り、障害者施策の課題の解決に向けて、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

また、障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、ハローワーク等と連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの設置に努めるとともに、相談支援事業者やサービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

あわせて、障害者福祉施策の円滑な推進に向け、国、県、関係機関等と連携を強化するとともに各種制度の充実や財源の確保などを、これらの機関に要請します。また、広域的な対応が必要な課題について、近隣自治体とともに取り組み、その解決に向けて効果的な施策を推進します。



---

発行：九度山町 福祉課

〒648-0198

和歌山県伊都郡九度山町九度山1190番地

TEL：0736-54-2019

FAX：0736-54-2022

---